

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 姫路尚歯会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、この法人の理事、監事及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。但し、この法人の役員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤理事報酬（給与、賞与）
- (2) 非常勤役員及び評議員報酬

### (報酬の額の算定方法)

第4条 常勤理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額

2 非常勤役員及び評議員の報酬の額は、別表第3に定める額とする。

### (報酬の支給方法)

第5条 常勤理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。また、本人の同意を得たうえで、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことにより支給する。

- (1) 報酬 翌月10日（当日が休日及び金融機関が休業日の場合にはその前日とする）
- (2) 賞与 毎年7月及び12月

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金にて支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出があった立替金、積立金等を控除して支給する。

#### (費用)

- 第6条 役員及び評議員が出張する場合は、別に定める法人旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員及び評議員がその職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

#### (報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤理事が退任し、または解任された場合には、前日までの報酬を支給する。
  - 3 月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
  - 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

#### (端数の処理)

- 第8条 この規程により、計算額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

#### (公表)

- 第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行なう。

#### (補則)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

#### 附 則

- この規程は平成29年6月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。  
この規程は平成30年6月9日から改正し、平成30年4月1日から適用する。

## 別表 1

(常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長補佐	月額 200,000 円

- ① 勤続年数 15 年（施設長補佐 15 年 理事 12 年）を考慮
- ② 社会福祉法人等の役員報酬水準を考慮
- ③ 原則週平均 3 日の勤務とする
- ④ 退職手当は別に定める退職金規程による
- ⑤ 業務内容は別紙、理事長専決及び理事長補佐の執行業務に関する規程及び定款の定めによる業務内容とする。

## 別表 2

(常勤役員の賞与)

役職名	夏期賞与	冬期賞与
理事長補佐	報酬月額 × 1 ヶ月分	報酬月額 × 1 ヶ月分

但し、法人事業実績の低下、その他やむを得ない事由等により支給時期の延期、支給額の減額、または支給しないことがある。

## 別表 3

(非常勤役員及び評議員の報酬)

役職名	業務	報酬の額
理事 監事 評議員	理事会・評議員会への出席	日額 10,000 円（手取り）
	法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000 円（手取り）

但し、法人業務の出席において自宅からの直線距離が 50km を超える場合については移動時間等を考慮し上記報酬の額に 3,000 円追加支給する。